

## 平成20年2月25日

### 会議録 審査内容

#### ◇会議録

- 1 日 時 平成20年2月25日  
開会 10時59分 閉会 11時41分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 6名  
委員長 野原恵子 副委員長 堀川貴庸  
委員 谷口和弥 乾 邦廣 大野和政 助川順一  
  
議長 古川 稔
- 4 説明委員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 副町長 遠藤清一  
水道部長 高橋政雄 水道課長 橋本孝男  
水道課庶務係長 菅野 敦 水道工務係長 坂井康悦
- 5 傍聴者 中橋友子、増田武夫、前川敏春、中野敏勝、永井繁樹、千葉幹雄
- 6 事務局 局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 7 審査事件 議案第67号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 8 審査結果 議案第67号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例  
＝原案を「可」とすべきものと決した。

委員長 野原恵子

## ◇審査内容

(10:00開会)

[開 会]

○委員長（野原恵子） ただ今より、産業建設常任委員会を開催いたします。

本日の委員会は継続審査となっております、議案第67号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例の審査であります。

これより審査を始めます。

過去2回の委員会で本条例の改正案に対する質疑及び意見を伺いましたが、他に質疑等がありました挙手をお願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） よろしく申し上げます。

8項目、質問のほう用意させていただいております。

順に申し上げます。

水道料金の前委員会の質疑の中で、全国、北海道、十勝平均ということで比較の表がでておりました。

幕別が一番高かったわけなんですけども、その理由を改めて確認させていただきたいと思うわけです。簡潔に結構です。特に知りたいのは、この幕別町の地理的なことがその理由に含まれていると思うんですけども、そのことが確認できたらというふうに思うわけです。

二つ目です。今の地理的なことということがあるということをお話させていただきますけども、法律の解釈のことで2点いたします。

一つ目はこの水道事業ですけども、地方公営企業法第3条で、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進するように運営されなければならない。ということになっていますけども、今回の改定案によって、住民の負担が大きくなる、家計を直撃して、支払が困難な過程が増えるのは明らかでないかというふうに思うわけです。

今回のこの改定案が、こういう町民の現状の中で、水道事業本来の目的である、公共の福祉の増進となりえるのかどうかご見解を質問させていただきます。

三つ目です。同じくこの法律によって、水道事業などの公営企業は特別会計をもって経理を行うけども、特別な事由がある場合は、議会の議決を持って、一般会計又は他の特別会計からの繰り入れによる収入を、充てることになっている。地理的な条件で非効率なということであれば、十分にこの特別の事由となりうると私は思うんですけども、町の見解をお伺いします。

四つ目です。町独自の高料金対策に対して見解をお聞きします。

国から高料金対策補助金、これを受領できない基準の水道料金で、かつ幕別町の水道料金よりも安いにもかかわらず、自治体独自の対策として一般会計から繰り入れして、水道料金の引き上げを実施している自治体はいくつかあります。町が独自に行うことに対する幕別町の見解ということになります。

五つ目です。仮に料金改定が行われた場合ということで、その成果にかかわって質問いたします。

前委員会の資料で配布された計画表で示されているように、仮に料金改定が行われても、今後の水道会計の年度決算で、赤字から脱却するのは平成30年からになっています。それまでに累積欠損金が今の6億5千万から10億円になり、その後ようやく累積欠損金が減少に向かっていくということになっています。

提案されている料金改定が、根本的に幕別町の水道事業の赤字体質の改善になるというふうに、認識されているのかどうなのかお尋ねしたいというふうに思います。

六つ目です。今回の改訂案では、平成20年度から平成22年度の3年間について、そういう料金設定にするということがだされています。

しかし、改定案によるとまだ、3年後まだ、年度決算では1億円を超える赤字を出している段階になっています。その中で今回の提案期間終了以降も料金体系を値上げせず維持し継続する、そういうおつもりなのかどうなのか質問をさせていただきたいというふうに思います。

七つ目です。財源について、平成20年度の地方交付税にかかわって質問いたします。

平成20年1月22日に、全国都道府県財政課長、市町村担当課長会議といったものが開かれています。その中で、平成20年度の地方財政対策について自治財政局長ご発言メモというのがありまして、歳出の特別枠、地方再生対策費というのを創設するというふうにあるわけです。

これによると、国から4千億円が地方交付税として、都道府県や市町村に交付が新たに見込まれる、これがどういう意味かという、地方税の偏在是正によって生じる財源を活用して、地方と都市の共生の考え方のもとで、地方が自主的に、主体的に行う活性化施策に必要な経費を算定したものであるというふうに記されています。

地方再生対策費の算定は、市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点的に行われていて、合併前の市町村ごとに積算するというものになっているため、幕別町の場合は、やや優遇された結果となって、音更町とほぼ同額の1億8千5百万円がプラスされて交付される。そういう計画になっております。

このことから、一般会計への繰り入れということになりますけれども、そうしやすい条件ができたのではないかというふうに私は思うわけです。このような財源を活用して、水道事業会計の根本的な解決をする手段として、一般会計からの繰り入れをすべきと思うのですが、町の見解をお伺いします。そして、一般会計から繰り上げができないということであればですね、なぜなのか、その理由をお聞きしたいというふうに思います。

八点目、最後になりますけれども、魅力ある町づくり、住んでみたいという町づくりにかかわって質問します。

幕別町の人口減少に対して、それを危惧する声が様々な場所で聞こえてまいります。

12月議会の第5期総合計画策定にあたっての討論の中でも、議員の中からも、この件については発言があったところです。

人口増にするには、幕別町で暮らしたいと思える施策をしいていかなければならないというふうに思うわけです。今回の改定案は、益々人口減に歯止めをのちに逆行するものというふうに思うわけですが、町の見解をお尋ねします。

以上です。

○委員長（野原恵子） それでは説明員の方、よろしくお願ひします。

水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 一点目でありますけれども、幕別町の水道料金が他の自治体あるいは全国、管内十勝平均の中でも高い料金に設定されている。その中で今回料金改定ということでありまして、前の委員会のお話でもお話をさせていただきました。音更町との比較、あるいは芽室町との比較の中で、幕別町についてはどうしても地理的な条件等から、配水管の敷設延長が約、音更町が2倍であるにもかかわらず、給水人口が2倍でもあるにもかかわらず、配水管の敷設延長がほぼ

同延長であるというようなところから、どうしても幕別町については、高い料金を設定せざるを得ないというような状況等がございます。

それと、次に地方公営企業法第3条の中で、公共の福祉の増進というふうに謳われております。公共の福祉の増進、できるだけ安い価格で、良質な水道水をお届けする、安全に安定的にということもございます。

その中で、本町におきましては、今回全量受水に切り替えるというようなところで、今後も安定的に安全な水をお届けできると、これは間違いの無いことだというふうに思っております。

地方公営企業法第3条については以上でございます。

それとあわせて、特別会計、特別の事由がある場合については企業会計でなくて、特別会計で運営できるのではないかとこのところがございますけれども、水道法の定めによりまして、給水人口が5千人以上、5千人を超える事業につきましては、全て公営企業法の適用を受けるという、水道法の決まりがございまして、それを受けまして地方公営企業法で今現在、運用しているところがございます。

給水人口、5千人を超える事業者で、ちょっと私の方で把握していないところもあるのかもわかりませんが、全て公営企業法の適用を受けて運営をされているというふうに思っております。

続きまして、高料金対策に対する繰り入れでありますけれども、高料金対策、前回の委員会のときにもお話をさせていただきました。高料金対策補助金、これが継続的に、毎年、国の基準が変わる。給水原価、あるいは資本費単価が決定されて、その中で、将来的に不透明な部分が多いというようなところもございます。これが国の基準がある程度一定化されまして、毎年、料金単価が改正されることなく、示されるということであれば将来的にある程度決算状況も推計できるのでありますけれども、現状、毎年変わるといことがございます。毎年、過去には4千万から6千万ぐらい、毎年、受けていたのでありますけれども、近年、18年、19年は高料金対策補助金が受けられる状況になっておりますけれども、今後につきましても、この基準がいかにかに低く抑えられるかによって、高料金対策補助金が、この額も変動されますし、あと大きくは、受けれる受けれないというところも、この単価によって決定されるというところがありますもので、なんとか国の方の基準等もある程度あんまり変動しないような形で、実施をされていければある程度将来的な見通しも立つのかなというふうに考えているところでございます。

それと、今現在、今年も8千9百万、平成18年度決算で8千9百万ほどの赤字を計上してございます。

あわせて、繰越欠損金の総額は6億5千7百万、この額は今後も増えていく。ただ単年度の赤字額につきましては、若干減っていった傾向にございますけれども、平成30年に初めて黒字に転じるというような状況等もございます。

ただ、これは赤字が減っていくから何もしなくてもいいということではなくて、以前もお話をさせていただきましたけれども、繰越欠損金の額よりも一番大きな問題は、現金、運転資金である現金が、いつまで持つのかというところが一番重要なところでありまして、この現金の保有高がなければ、年度当初から運転資金がないという状況等にもなるものですから、今回改定をすることによって、運転資金を確保するというのが、先ず第一点目の今回の料金改定に至った原因だというふうに考えております。

それと今回の料金改定が、今後、料金改定に至るようなことがないのかというようなことは思いますけれども、今回、使用料等審議会、あるいはこの委員会の中でも前段説明をさせていただき

ました。今回の料金改定につきましては、算定期間を3年ということで設定をさせていただいております。

これは、3年あるいは4年、5年と後年次になるとうことであれば、この高料金対策補助金が今後どのように推移をしていくのかということによっては、5年、6年という後に料金改定、あるいは料金改定しなくても、このまま経営が成り立つのではないかとということも、まったく無いことはございません。

ただ、今回はあくまでも、今回の料金改定につきましては、算定期間3年ということで、ご理解をいただいたいというふうに思います。

それと一つ、答弁がもれておりました。高料金対策補助金につきましては、町の施策として高料金対策、これは一般会計からの繰り入れ、あるいは補助に頼るしかない。これも前段申し上げましたように、企業会計に対する一般会計からの繰り入れというのは、制限がございます。これは地方公営企業法の定めによる制限でございます。これにつきましては、前にもお話をさせていただきましたように、地方公営企業はあくまでも独立採算が原則であります。ただ、中には地方公営企業といながらも、病院事業のように、特別会計でやっている病院事業のように、町の施策として実施せざるを得ない、継続しなければならない、このような場合については、本来、町がやるべきものを企業会計が実施する。その赤字補てん分ということでは、部分的に認められている部分がございますけれども、今私どもが運営しております企業会計につきましては、あくまでも独立採算を原則に運営をしているという状況でございます。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（高橋平明） 私の方から七番目と八番目についてお答えをさせていただきたいと思っております。

今、谷口委員が仰られたように、地方交付税、20年度の予定額ではですね、普通交付税そのものは幕別町も延びると思っております。ただ、特別交付税を合わせた交付税増額というのは、まだマイナスなのかなという予想をしております。

普通交付税につきましては、多分19年度とそう変わりのない額であろうというふうに、今の時点で思っておりますけれども、ただ、交付税が仮に伸びたとしてもですね、それを直接、水道事業会計に繰り入れすることができるのかといわれればですね、今、水道課長からも答弁がありましたように、地方公営企業法第17条の2及び3、さらに第18条においてですね、要するに制限がかけられているわけですね、現状で、19年度の実績で申しますと、17条の3の関係では十勝中部広域水道事業団に対する補助ですとか、出資金ですとか、それから高料金対策も19年度はありましたので、そういったもの、それから水道事業会計第3次拡張分の出資金としてですね、19年度では約1億6千万円ほど水道事業会計に繰り入れをしております。これは、地方公営企業法で認められたもの出資金であります。この赤字対策ということで、一般会計からのそれ以外のですね、繰り入れが公営企業法には認められていないというふうに私どもの方では解釈をしているところであります。

それから八番目の、人口増といいますか、増の対策はということですが、確かに公共料金あるいは町の施策等がいろいろ絡み合っていますね、その人口、定住政策の利用を察知していくものだというふうに考えております。ただ、今回の水道料金の値上げに関しましてはですね、水道事業会計そのものを存続していかなければならないということもありますし、町民の皆さんの理解を得ながら実施をしていきたいというふうに思っております。

また、前回は申し上げましたけれども、低所得者対策ということで、これは水道事業が行うわけで

はなくて、町の施策として、低所得者対策を実施したいと考えておりますので、こちらの方もご理解を頂きたいというふうに思っております。

なお、人口減にならないような政策ということをごすね、平成20年度に向けて、町を挙げて検討しておりますので、そのことをご理解を頂きたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） ご答弁いただいた中でですね、お答えいただけなかったところもあるんです。改めてそこのところ、先ず確認をしたいと思います。

公共の福祉の増進というふうになりえるのかどうかということのお答えはいただけなかったのではないかとこのように思います。

それから、特別な事由と、地方公営企業法の6条に定められている特別な理由に、地理的な要件がなりうるかどうかということなんですけども、このところも、今ご返答がなかったというふうに、今、聞いていました。

そのことと、そしてどうしても理解のところで一致しない点は、この法律の解釈の部分ですね。赤字対策ということでは、一般会計からの繰り入れはできないというふうに解釈しているということのお話だったんですけども、私はこの法律の解釈はそういうふうには取れてないわけなんですよ。幕別町、その人口密度のことですとか、町が大きく二つに分かれている点など、直ぐには解決できない大きな問題あるわけで、これは十分、公営企業法で引用されている一般会計や特別会計から繰り入れが許されている特別な事由に該当するのではないかとこのように理解をしているわけです。

そこのところ、もう一度改めてですね、ご答弁いただきたいというふうに思います。

そして、仮に料金改定を行われた場合の成果ということで、運転資金のことができましたけども、やはりこの、今回の水道料金の改定では、根本的な水道事業の解決にならないのではないかとこのように思うわけです。どこかで大ナタを振らなければならないというふうに思うわけです。その点についても、やはり一般会計や特別会計からの繰り入れが必要でないかとこのように考えているわけなんですけども、大ナタを振る必要がないというふうに思われているのかどうか、ちょっと言い方変ですね、今の根本的な解決に今回の値上げがなるのかどうかということをごすね、改めてご質問させていただきたいと思うわけです。

先ずは以上です。

○委員長（野原恵子） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 最初のご質問でありますけれども、地公法の3条、公共の福祉の増進に寄与するというようなことでありますけれども、私どもとしましては、繰り返しになりますけれども先ほど申し上げました、安心、安全な水を安定してお届けする、それと無水地区を無くす。これは人口の少ないところについても、給水をしなければならないというようなことで取り組んでおりますことから、会計としてはなかなか厳しい面もございますけれども、公共の福祉の増進、この目的に沿って現在の水道企業会計が、水道事業が実施をされ、継続されて運転をされているというふうに私どもは考えております。

それと、これも繰り返しになりますけれども、高料金対策補助金。これの中に一般会計からの繰り入れをできないのか、補助を受けられないのかというようなことでありますけれども、十勝管内全ての水道事業会計で運営をされている自治体、事業者で、この中で、一般会計からの繰り入れに頼っている、受けている自治体、事業者はございません。ただ、全国的なところまでは把握しかねています。それと、特別な事由ということで、前回の委員会の中でもご説明させていただきました。い

ろんな町の行政の責任で実施しなければならないもの、部分的に企業会計が受け持つ、こういう場合につきましては部分的に繰り入れをしている部分はございます。ただ、恒常的に赤字経営ということで一般会計からの繰り入れに頼っている事業者はいないというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 水道部長。

○水道部長（高橋政雄） ご質問の内容、今、課長が答弁したとおりということでございますけども、繰り返しのなるものもあるかも知れませんが、今回、料金を14.51%上げさせていただくということでございますけども、計画表にもございますように、先ほど答弁しましたけども、2年、3年の中にはまだ、さらに上げていかなければならないという現在の状況もございます。ただ、今後まだ、高料金対策が国の方、どうなっていくかということもございますけども、その辺も、ちょっと不透明なので、現在はそれを算入しない中でいった場合に、30年頃にならないと赤字が解消しないというところもございますけども、あくまでも一気に料金を上げるということではなく、激変にならないように、徐々に徐々にということの考えのもと、今現在、これやっているわけでございますけども、その段階ではまた上げざるを得ないというのが、下水道なり、簡易水道なりという部分につきましては、特別会計の中で一般会計からの繰り入れをしながらやっているというところもございますけども、これについても、今後まだ2年、3年経った中では、料金も改定した中で、やっっていかなければならない状況もということで、予測はしております。

ただ、町の方としてもですね、現在19年度で3次拡張も整理は終わりました。この辺は減価償却費もだんだん減っていくという状況にはなってくるという見込みもしておりますし、運営上ですね、上水道、下水道一緒の管理していく、あるいは係りのほうも、これからも人件費などを抑えながら、経費を、コストを下げていかなければならないということもございまして、今年度から管理の部分につきましても上下水道、一括の管理をして業務委託でやっていくということも予定しておりますので、今後の見通し、不透明な部分もございますけども何とかコスト意識を高めながらやっていきたいというのが、現状でございますのでご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○副委員長（堀川貴庸） せっかくの機会ですので、一点だけ確認をさせていただきたいと思えます。

先般、企業団の会計でも借り換えによってですね、総体として10億何がしの負担軽減が図れるというご説明もありましたけれども、もう一回この点について、構成自治体の方にどういった方法で反映されるのか、ある程度計画立てされてきたんじゃないかと思えますので、お尋ねしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 減価償却費の計算方法の変更は、今年度末に国会を通るというような情報を得ておりますけども、まだ正式に通知はきておりません。減価償却費につきましては、現状は幕別町の水道事業につきましては、残存価格10%計上した残りを毎年、減価償却をしておりますけども、法が改正されますと1円まで、1円を除く全額を減価償却できるという、国の制度改正があるように聞いております。

ただ、この制度改正につきましては、あくまでも民間事業者にとりましては節税に繋がる。経費として計上することによって、法人事業税の税に削減が図られるというような状況にありますけども、本町の水道事業につきましては、法人事業税という考え方はございませんので、民間にとりま

しては今回の税制の改正が有利方に働くのだらうなというふうに思っておりますけども、ただ、公営企業につきましても、今回の法改正を受けて1円まで減価償却することができるとういうような改正でございますので、ただ、本町の水道事業に限りましては、今1円まで、過去に遡って1円まで減価償却することになりますと、相当な額、試算でありますけど、約3,000万、2,700万から3,000万程度の金額がでてまいりますので、現状では、ただ、他の町村の動向を見極めながら今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○副委員長（堀川貴庸） 若干、質問と答弁が勘違いしたのかなと思うのですが、企業団の方で借り換えが行われるという説明もあったので、その点について負担の軽減が図れた後にそれぞれ構成する自治体について、基本料金でそれが何がしか影響がでてくるのか、あるいは従量料金ででてくるのか、その辺が決定していれば説明をお願いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 大変申し訳ありません。勘違いをして答弁をして申し訳ございません。

企業団の方で今回、水道事業につきましても借り換えを実施をするということで、今国からの借り換えの承認を得まして、今進めているところでありますけども、企業団につきましても約10億の削減効果を見込めるということで、企業団も同じように今回、国から借り換えを認められたとういうような話をお聞きをしております。削減効果として約10億。これ、うちも企業団に対して、基本料金、従量料金をお支払しておりますので、この10億の削減効果がでておりますことから、企業団の方でも検討に入っているというふうに聞いておりますけども、基本料金で構成団体に対して町政をするのか、減額をするのか、従量料金、今トン当たり35円で購入しておりますけども、これがあるいは30円、33円と下がってくるのか、この辺のところにつきましては、これから企業団議会の中で協議をされていくというふうには思っておりますけども、現時点でどのような、どういう数字になるのかというところはまだ把握していません。

○委員長（野原恵子） よろしいですか。

他にこの際、説明員が来られておりますので、お聞きしたいことがありましたらだしていただければと思いますが。よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（野原恵子） 質疑が無いようですので、これで質疑を終了いたします。

説明員には退席をお願いしますので、暫時休憩いたします。

（11：32 休憩）

（11：33 再開）

○委員長（野原恵子） それでは休憩をといて会議を再開いたします。

これより討論を行います。

先ず始めに原案に反対の方の発言を許します。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 原案に反対する立場で発言をさせていただきたいというふうに思います。

今回の改訂の提案の理由、平成9年の料金改定後、事業経営の効率的な運営を目指し努力してきたということでありましたけども、現在約6.5億円の累積欠損金を生じて、今後も極めて厳しい財政状況となっているということで、提案がされてきたわけです。

今の質問の中でも言いましたけども、今の幕別町民の暮らしが本当に大変だと。格差社会が大き



く広がって厳しい生活を送っている人が多いということが実際にあるわけです。

収入が十分でない世帯、低所得者といわれている世帯が年々増加して、水道料金の支払が困難となるといったケースはたくさん生まれていますし、年々増えているという状況があります。

その上で、灯油などの石油製品の値上げ、この灯油料金だけで北海道全体で、一世帯あたり4万6千円以上というふうに、一世帯あたり試算されているそんな数字もでています。そして、この春には電気、ガス料金も上がる、小麦も上がる、いろんなものが値上げになっていく、そのことも明らかになっています。この上で水道料金が改定となったならば、さらに支払が困難な世帯が、増えていくのは目に見えていることです。

今、副町長の方から、減免施策のことがありましたけども、前の料金体系の中でやるということなわけですが、こういったことでは施策の内容も対象世帯の要件も十分なものではないというふうに思うわけです。命を守る上で欠かすことができない水、水道料金の受益者負担増をいかにして回避をしていくかということが役割として、求められているのではないかとこのように思うわけです。

今現在の幕別町の水道料金、これも決して安いわけではないわけです。地理的な条件の中で、必然的に非効率な給水となって不採算地域であるということをしかり認識しなければならないんだというふうに思うわけです。

今の町の理事者の方の答弁の中ではどうしても、一般会計からの繰り入れについては、否定的な答えしかでてこなかったわけですが、実際にこの法の解釈については私は違う理解をしていますし、実際に一般会計の繰り入れから、それは毎年やるということだけではなくて、部分的に一時的な繰り入れをしながら、水道料金の値上げを回避する、安い設定にすると、町民の暮らしをしやすくするという自治体があるわけで、この点については一般会計の繰り入れは、水道会計においてできるものということ、また、町の理事者の方には求めていかなければならないと思いますし、議会の議決をもってできるということであれば、それにむけて努力をしていくべきではないかなというふうに思うわけです。

また、これも何度も繰り返し申し上げましたけども、水道料金の値上げで、今回の幕別町の水道会計が健全化できるということではないわけです。今の水道部長の方からも、将来的には定かではないと、理解して欲しいと思うということが言われていました。本当にその通りなんだと思うんです。

ですから、この点からも健全化に向けて一般会計の繰り入れが求められているのではないかとこのように思うわけです。そして、1回目の質問の中で、私のほうで申し上げましたけども、今回、地方再生対策費という名目の中で、1億8千5百万円が増額されてその分がプラスされてくると、この財政を、この財政の目的が特に財政の厳しい地域に重点的に行うということが目的で交付されるわけですから、このような財源を活用していく、それも必要なのではないかなというふうに思うわけです。

そして、幕別町の人口減についてたくさん意見が聞かれています。委員の皆さんからも、このことについては5期総の委員会の中で発言された方もいらっしゃいますし、本当に人口減、歯止めを作らなければなりません。幕別町の水道料金が、平均使用料が少ない11トンの段階で、帯広市と近郊3町の中で一番高くなる、それをこえれば多くなればなるほど、差が開いていく、そういう料金体系にしておいたら、幕別町が魅力ある町と、そして住んでみたい町というふうを選んでもらえる、そういったことになりえなくなっていく、そのことが想定されるわけです。最後に、使用料等の審議会、このことについての整合性についてもお話したいと思います。

昨年の11月、12月に2回に渡って幕別町の使用料等審議会が開催されています。

その審議の中でも、引き上げによって本当に経営が改善されるのかというものの質問、指摘がされています。そして、全員が一致して賛成ということではなかったことも報道されています。この、産業建設常任委員会における質疑を通して、この審議会の時点では明らかにならなかったことや、その後の更なる相次ぐ物の値上げも判明してきています。水は生きていく上で欠かせないもの、安全で安価なものを安定して提供していくのが行政の役割です。したがって、この提案されておらず、議案第67号について賛成するということではできません。以上です。

○委員長（野原恵子） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 他に討論はないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第67号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可とすることに賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

○委員長（野原恵子） 起立多数であります。したがって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

これで、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。その他で、各委員から何かご意見はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 無いようでございますので、これで本日の産業建設常任委員会を閉会いたします。

（11：41 閉会）